

アレルギー疾患対策基本法・基本指針及び東京都の施策(案)

| アレルギー疾患対策基本法 | 基本指針 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">国に求められる事項</div> * 地方公共団体に求める事項 | 東京都アレルギー疾患対策推進計画における施策(案) |
|--|--|--|
| ■5条 地方公共団体の責務 ○ 国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に施策実施に努める | ◆第1 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項 (2) 地方公共団体の責務 * イ 基本的な考え方にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう努めなければならない。 | |
| ■14条 知識の普及等 ○ 生活環境が疾患に及ぼす影響に関する啓発、知識普及 ○ 療養、重症化予防、症状軽減に関する教育の推進 ○ その他、重症化予防、症状軽減に関する国民の認識を深める施策 | ◆第2 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項 (2) 今後取組が必要な施策 * ア 児童福祉施設、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者支援施設等を利用するアレルギー疾患を有する児童等、高齢者又は障害者に対する適切な啓発等 * イ 国民がアレルギー疾患の正しい理解を得ることができるための、地域の実情等に応じた社会教育の場を活用した啓発 * ウ 市町村保健センター等で実施する乳幼児健康診査等の母子保健事業の機会を捉えた適切な情報提供 * エ 医療保険者及び後期高齢者医療広域連合に対するアレルギー疾患、アレルギー疾患の重症化予防、症状軽減の適切な方法等に関する啓発及び知識の普及 ケ <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">情報提供の充実について</div> | 柱Ⅰ-1 アレルギー疾患に関する情報提供・普及啓発 ポータルサイト等による情報提供・普及啓発、講演会 など 柱Ⅲ-1 保健福祉関係者や企業の安全衛生担当者等の相談対応力の向上 標準治療、相談ノウハウ、援助技術実技等の研修の実施 など |
| ■15条 生活環境の改善 ○ 大気汚染の防止 ○ 森林の適正な整備 ○ アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実 ○ 建築構造等の改善 ○ その他の生活環境の改善 | オ <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">排ガス対策、花粉対策について</div> カ * ク 地方公共団体は表示の適正化を図るため、監視指導計画に基づく監視等を実施 * キ 国と連携した受動喫煙の防止等の更なる推進を通じた気管支ぜん息の発症及び重症化の予防 | 柱Ⅰ-2 大気環境の改善 ばい煙排出等への規制・指導等、ディーゼル車規制による自動車排出ガス削減対策の実施、など 柱Ⅰ-2 花粉症対策の推進 花粉の飛散状況の観測・予測、樹種更新の推進 など 柱Ⅰ-2 アレルゲンを含む食品に関する対策の推進 アレルギー表示の適正化のための指導の実施、飲食店等に対する普及啓発 など 柱Ⅰ-2 室内環境におけるアレルゲン・増悪因子対策の実施 ダニ、カビ、ペット、タバコの煙等のアレルゲンや増悪因子の対策に関する情報提供・普及啓発 など |

| アレルギー疾患対策基本法 | 基本指針 <div style="text-align: center;"> 国に求められる事項 * 地方公共団体に求める事項 </div> | 東京都アレルギー疾患対策推進計画における施策(案) |
|--|--|---|
| ■16条 医師・医療従事者の育成 ○ 学会と連携協力し、専門的知識・技能を有する医師、薬剤師、看護師その他医療従事者を育成 | ◆第3 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項 (2) 今後取組が必要な施策 *ア 地域医師会と協力した講習の機会の確保 イ 医療従事者等の教育、医療機関情報の提供について ウ エ | 柱Ⅱ-1 医療従事者等の資質向上 関係機関と連携した情報提供や研修機会の確保 など 柱Ⅱ-2 専門医・医療機関等に関する情報の提供 関係学会との連携によるアレルギー専門医の情報提供 |
| ■17条 医療機関の整備等 ○ 居住地域に関わらず適切な医療を受けることができるよう、専門的医療等を行う医療機関を整備 ○ 医療機関等における連携協力体制の整備 | オ 医療提供体制、アレルギー疾患医療の研究等について カ キ ク | 柱Ⅱ-1 適切なアレルギー疾患医療を提供するための体制 患者の病態に応じた適切な医療を提供できる体制の検討 など |
| ■19条 研究の推進等 ○ 疫学研究、基礎研究、臨床研究の促進 ○ 医薬品、医療機器、再生医療等製品の早期販売承認に資する環境整備 | ◆第4 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項 (2) 今後取組が必要な施策 ア 調査研究の推進、治療法の開発等について イ ウ | 推 施策展開の基盤となる調査等の実施 |
| ■18条 生活の質の維持向上 ○ 保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成 ○ 学校・職場等と医療機関等との連携協力体制確保 ○ 学校等職員、事業主等に対する研修の機会の確保 ○ 相談体制の整備 ○ アレルギー疾患を有する者について ○ その他生活の質の維持向上のために必要な施策 | ◆第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項 (1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項 *ア 保健師、助産師、管理栄養士、栄養士及び調理師等がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見が得られるよう、関連学会等と連携し講習の機会を確保 イ 保健師、栄養士等の教育について ウ *エ 学校、児童福祉施設や学童クラブ等、老人福祉施設、障害者支援施設等職員に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修機会の確保 *オ 教育委員会等における生活管理指導表等情報の平常時からの医療機関、消防機関等との共有 カ 緊急時対応、職場環境、相談事業、情報発信について キ ク ケ | 柱Ⅲ-1 保健福祉関係者や企業の安全衛生担当者等の相談対応力の向上 標準治療に関する講演、援助技術実技等の研修の実施 など 柱Ⅲ-2 地域に密着した相談体制づくりへの支援 保健師、栄養士等を対象とした研修の実施 など 柱Ⅲ-1 保育施設・学校等の職員に対する研修の機会の確保 基礎知識に関する講演、緊急時対応等の研修の実施 など 柱Ⅲ-3 地域における連携体制づくりへの支援 医療機関との連携協力等の必要性の啓発、先進事例の共有 など 柱Ⅲ-2 都保健所等における相談の実施・情報提供 生活環境の整備等に関する技術的相談、国の設置する専門相談窓口の情報提供 など 柱Ⅲ-3 事故防止に向けた組織づくりへの支援 ガイドライン等に基づいた組織的な体制づくりの推進、など |

| アレルギー疾患対策基本法 | 基本指針 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></div> 国に求められる事項 * 地方公共団体に求める事項 | 東京都アレルギー疾患対策推進計画における施策(案) |
|---|---|--|
| <p>■13条 都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画</p> <p>○ 都道府県はアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる</p> <p>■20条 地方公共団体が行う基本施策</p> <p>○ 地域の実情に応じ、第14条から第18条までに規定する施策を講ずるよう努める</p> | <p>◆第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項</p> <p>(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進</p> <p>*ア アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署又は担当者の設置</p> <p>*イ 地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するよう努める。</p> | <p>推 関係機関及び区市町村との連携・協力</p> <p>推 専門的知見等を取り入れた対策の検討等</p> |
| | <p>(3) 災害時の対応</p> <p>*ア 平常時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う</p> <p>*イ 防災や備蓄集配等に関わる担当部署とアレルギー担当部署が連携協力の上、アレルギー食等の集積場所を速やかに設置し、物資の受け取りや適切なタイミングで必要な者へ提供できるよう支援する</p> <p>*ウ 災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化予防に努める</p> <p>*エ 災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患を有する者やその家族及び関係者、医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行う</p> | <p>柱Ⅲ-3 災害への備え 災害への備えや緊急時の対応についての普及啓発 など</p> |